厚生労働大臣の定める掲示事項　（令和８年９月１日現在）

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2.入院基本料について

■一般病棟について

入院患者さん 10 人につき看護職員 1 人以上を、入院患者さん 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

【4 北病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 6 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 11 人以内

【5 北病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 6 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 19 人以内

【5 南病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 5 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 17 人以内

【6 北病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 5 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 19 人以内

【6 南病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 6 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 17 人以内

■回復期リハビリテーション病棟について

入院患者さん 15 人につき看護職員 1 人以上を、入院患者さん 30 人につき看護補助者 1 人以上を配置しております。

【4 南病棟】

・朝 8 時 30 分～夕方 16 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 6 人以内

・夕方 16 時 30 分～朝 8 時 30 分　　看護職員 1 人あたりの受け持ちは 20 人以内

3.入院基本料の基準について

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしております。

4.DPC 対象病院について

当院は、入院医療費の算定に当たり、包括請求と出来高請求を組み合わせて算定する「DPC 対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.3049（基礎係数 1.0583+機能評価係数Ⅰ0.1828+機能評価係数Ⅱ0.0491+救急補正係数 0.0147）

5.明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

6.当院は、東海北陸厚生局長の届出をおこなっております

1）入院時食事医療費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理より食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時(朝食　午前7時30分、昼食　午後0時、夕食　午後6時)適温で提供しております。また、あらかじめ定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

2）基本診療科・特掲診療科施設基準等に係る届出

別添の「施設基準一覧」をご参照ください。

7.保険外負担に関する事項

当院は、個室使用料、文書料などにつきまして、その利用日数、発行枚数等に応じた実費のご負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為やそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は一切行っておりません。

1)特別療養環境の提供

別添の「特別療養環境室一覧」をご参照ください。

2)診断書・証明書及保険外負担に係る費用

別添の「保険外負担に係る一覧」をご参照ください。

8.おくすりについて

（地域支援・医薬品供給対応体制加算・処方箋料の一般名処方加算・長期収載品の処方等又は調剤）

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院は、入院・外来診療において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に行っています。 使用にあたっては後発医薬品の品質・安全性、安定供給等の情報を収集・評価し、採用決定する体制を整えています。薬剤の供給状況によっては患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際には十分説明させていただきます。変更にあたってご不明な点がありましたら当院職員までご相談ください。

■一般名（成分名）処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取組みを行っております。随時一般名処方の趣旨、供給状況等を説明いたしますが、ご不明な点がありましたら当院職員までご相談ください。

■長期収載品の選定療養費について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

•後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

•先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

•先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

9.その他

■医療相談窓口のご案内

（患者サポート体制充実加算）

当院は、「患者相談窓口」を設置していますので、お気軽にご利用ください。診療内容に関すること、医療費に関すること、職員の接遇に関すること、退院後のこと、がんに関する色々な相談等、患者さんの立場に立ち、問題解決のためにお手伝いをいたします。

■救急受診における院内トリアージの実施について

（院内トリアージ実施体制加算）

当院は、救急にて院内トリアージを実施しています。院内トリアージとは、診察前に医師又は看護師が症状を確認し、患者さんの緊急度を判断することで、より早期に診察を要する患者さんから優先して診療を行うしくみです。救急での診察は受付順が前後する場合がありますのでご理解・ご協力をお願いします。

■下肢末梢動脈疾患に係る診療について

（下肢末梢動脈疾患指導管理加算）

当院は、下肢末梢動脈疾患に関して専門的な治療体制を有する医療機関です。下肢動脈の血流障害をきたした患者さんを把握し、異変が認められた際には早急に介入し、適切な治療を行っています。

■院内の医療安全管理体制ついて

当院は、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

■院内の感染防止対策について

当院は、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、院内だけにとどまらず、地域の高齢者施設や病院の感染防止対策の知識の向上のための活動を行っています。

■臨床研修病院としての役割について

当院は、厚生労働省指定の臨床研修病院です。指導医の指導・監督のもと、初期研修医が外来・病棟等で診療を行っております。また、看護師や薬剤師など様々な職種の実習生を受け入れている施設でもあります。日本の未来を担う医療職を養成するために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■医療従事者の負担軽減について

当院は、医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組みとして下記の事に取り組んでおります。

（医師と医療関係職種における役割分担に対する取組み、医療関係職種と事務職員等における役割分担に対する取組み、医師の負担軽減に対する取組み、看護職員の負担軽減に関する取組み）

■地域連携について

当院は、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

■個人情報保護について

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

■病院敷地内禁煙について

当院は、屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。

■医療 DX 推進について

当院は、オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。
また、マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

施設基準一覧 （令和８年９月１日現在）

・情報通信機器を用いた診療に係る基準
・電子的診療情報連携体制整備加算３
・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
・一般病棟入院基本料
・救急医療管理加算
・診療録管理体制加算１
・医師事務作業補助体制加算１
・急性期看護補助体制加算
・電子的診療情報連携体制整備加算２
・療養環境加算
・重症者等療養環境特別加算
・栄養サポートチーム加算
・医療安全対策加算１
・感染対策向上加算１
・患者サポート体制充実加算
・地域支援・医薬品供給対応体制加算３
・データ提出加算
・入退院支援加算
・認知症ケア加算
・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・地域医療体制確保加算１
・小児入院医療管理料５
・回復期リハビリテーション病棟入院料３
・入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)
・心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算
・がん性疼痛緩和指導管理料
・糖尿病透析予防指導管理料
・婦人科特定疾患治療管理料
・下肢創傷処置管理料
・慢性腎臓病透析予防指導管理料
・地域連携小児夜間・休日診療料の注２、地域連携夜間・休日診療料の注２及び救急外来医学管理料の注７に規定する院内トリアージ実施体制加算
・救急外来医学管理料２及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算２
・療養・就労両立支援指導料の注３に掲げる相談支援加算
・外来腫傷化学療法診療料２
・がん治療連携指導料
・薬剤管理指導料
・地域連携診療計画加算
・医療機器安全管理料１
・救急患者連携搬送料
・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注３に規定する遠隔モニタリング加算
・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
・遺伝学的検査の注１に規定する施設基準
・ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
・検体検査管理加算(Ⅰ)
・検体検査管理加算(Ⅱ)
・ヘッドアップティルト試験
・神経学的検査
・小児食物アレルギー負荷検査
・CT 撮影及び MRI 撮影
・抗悪性腫傷剤処方管理加算
・外来化学療法加算２
・無菌製剤処理料
・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・がん患者リハビリテーション料

・人工腎臓
・導入期加算 1
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・ストーマ合併症加算
・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）等
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
・大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）
・腹腔鏡下仙骨腟固定術
・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
・再製造単回使用医療機器使用加算
・輸血管理料Ⅱ
・輸血適正使用加算
・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・麻酔管理料（Ｉ）
・病理診断管理加算 1
・悪性腫瘍病理組織標本加算
・看護職員処遇改善評価料 32
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）の注 5
・入院ベースアップ評価料 83
・酸素の購入単価

施設基準に係る実績

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に基づき、当院における令和 7 年 1 月～12 月までの期間について、手術の実施実績を皆様に情報開示いたします。

区分 1 に分類される手術

区分 1 に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	2 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	77 件

区分 2 に分類される手術

区分 2 に分類される手術		件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	1 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3 件

区分 3 に分類される手術

区分 3 に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件

オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

区分 4 に分類される手術

区分 4 に分類される手術	件数
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	266 件

その他の区分に分類される手術

その他の区部に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	20 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	18 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	0 件
オ	経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	0 件
オ	経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	22 件
オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	13 件